

令和 8 年第 4 回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 4 月 1 6 日（木） 午後 2 時 0 0 分
- 2 場 所 美祢市民会館 2 階 大会議室
- 3 出席農業委員 議長 山本 正二
1 番 武藤 康志 2 番 伊藤 新司 3 番 俵 薫
4 番 井町 哲 5 番 伊藤 美和子 6 番 縄田 善博
8 番 前田 耕次 9 番 中嶋 友之 1 0 番 中野 修
1 1 番 石田 健治郎 1 4 番 岸 英法 1 5 番 馬屋原 眞一
1 6 番 高見 清 1 7 番 村上 浩一 1 8 番 安富 法明
1 9 番 山本 正二
- 4 欠席農業委員 7 番 倉増 知
- 5 出席推進委員 山田 孝治 佐藤 和美 嶋田 義文
野上 武史 岩山 澄男
- 6 事 務 局 事務局長 河野 哲広 主査 柳井 信吾 会計年度任用職員 中村

事務局	午後 2 時 0 0 分開会
議長	互礼。 それでは只今より令和 8 年第 4 回総会を開会いたします。 本日の出席委員 1 7 名中 1 6 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。本日の欠席委員は 7 番 倉増知委員です。それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますですがよろしゅうございますか。それでは 1 番 武藤康志委員、1 7 番 村上浩一委員。よろしく願いいたします。 それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1 件朗読。 農地法第 3 条許可申請 4 件について、説明します。 1 件目、参考資料 1 を参照ください。 譲受人は●●●●の●●さん、譲渡人は●●●●の●●さんです。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。譲渡人は申請地を相続したが管理が困難であるため、飲食店を営んでいる譲受人が店で使用する米や野菜を作るために農地を購入しますこの件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。 2 件目、参考資料 2 を参照ください。 譲受人は●●●●の●●さん、譲渡人は●●●●の●●さんです。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。譲受人は自宅から通える農地を探していたところ、譲渡人と合意しました。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。 3 件目 資料 3 を参照ください。 譲受人は●●●●の●●さん、譲渡人は●●●●の●●さんです。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。譲渡人は農地を相続したが県外に住んでおり管理が困難であるため譲受人に農地を譲り渡すことにしました。申請地は農事組合法人に貸し付けたうえで譲受人が耕作します。

	4 件目 資料 4 を参照ください。 譲受人は●●●●の●●さん、譲渡人は●●●●の●●さんです。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。譲渡人は農地を相続したが市外に住んでおり管理が困難であるため譲受人に居宅と併せて農地を譲り渡すことにしました。譲受人は近所の農家の協力を得ながら農地を耕作する一方で、周辺の農家から草刈り等を引き受けたりと、地区の方と助け合いながら農業をやっていきたいということです。また、地区で作った野菜を営業する飲食店で利用したり、今後は直売をやってみたりといろんなことができる方なので、地区全体にとってもいいのではないかと考えています。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
井町委員	4 番の井町です。4 月 6 日に事務局 2 名と山本会長、倉増委員、各地区推進委員さんと現地調査を行いました。最初に 1 番、●●●●の●●さんです。譲受人は●●の方ですが、●●●●に農地を所有しておられるので、そちらを視察してきましたが、特に問題ないと思います。続きまして 2 番についてですが、●●●●の近くにある農地ですが、特に問題はないと思います。3 番については●●●●の近くの農地ですが、これも特段問題はないと思います。以上です。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。それでは地元推進委員より補足説明等ありましたらよろしくおねがいします。
山田推進委員	伊佐地区の山田です。2 番についてですが、申請人はしっかり耕作されており、問題はないと思います。よろしくお願いします。
佐藤推進委員	綾木地区の佐藤です。3 番についてですが、譲受人が構成員の法人がしっかりと耕作していますので問題ないと思います。よろしくお願いします。
伊藤委員	5 番の伊藤です。4 番の●●さんの件ですけど、まだ若い方ですし、いろんなことをやっておられる方です。父親が●●で農業をされていて、それを見て育ったので農業に興味があるということで、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。委員の皆様よりご質疑がございましたらお願いします。

議長	それでは採決に移りたいと思います。 議案第 1 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第 1 号は原案の通り決定をいたします。 続きまして議事順位第 2 議案第 2 号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1 件朗読。 それでは、畑地造成の計画変更 1 件について説明します。 所在地は目録のとおりです。令和 8 年 3 月 3 1 日までに完了する予定であったが、公共工事の残土数量が予定より少なかったため令和 9 年 3 月 3 1 日まで延期したいとのことです。なお、この 1 年間で進捗状況は 8 2 %から 8 8 %となっております。以上です。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員から補足等ありましたらお願いします。
佐藤推進委員	綾木地区推進委員の佐藤です。現在、管理道路の高さまではほぼ土が盛られていますが、表土がまだの状態です。
議長	ありがとうございました。それでは委員の皆さんよりご質疑がございましたらお願いします。よろしいですか。 それでは採決に移りたいと思います。議案第 2 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第 2 号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第 3 議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局	1 件朗読。 それでは、本日配布しております令和 8 年 4 月 3 0 告示、令和 8 年 5 月 1 日開始の農用地利用集積等促進計画をご覧ください。 今回、全体で 44 筆、一括方式が 4 1 筆、二段階方式が 3 筆になります。利用権設定面積は、一括方式が 8 0, 3 1 8 m²、二段階方式が 7, 6 4 5 m²、合計しまして、8 7, 9 6 3 m²、貸し手が 1 8 名、受け手が 1 1 名でございます。4, 5 ページが一括方式 6 ページが二段階方式の利用権設定になります。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規定に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、の農用地利用集積等促進計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑ありましたらよろしくお願いします。 他にございませんか。ないようでしたら採決に移りたいと思います。それでは、議案第 3 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第 3 号は原案の通り決定をします。 続きまして議事順位第 4 報告第 1 号 報告第 1 号 農地転用現況証明についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1 件朗読。 それでは、現況証明願いの提出が 5 件ありましたので説明いたします。 1 件目資料 5 を参照ください。申請地は 2 か所あります。1 か所目、●●●●は 3 0 年以上前から道路となっています。2 か所目、申請地は 2 0 年以上前から耕作放棄され、原野と化しています。 2 件目 資料 6 を参照ください。申請地は宅地の一部となっています。 3 件目 資料 7 を参照ください。申請地は 3 筆あります。●●●●と●●●●については、2 0 年以上前に耕作を放棄し、現在はボタ山が崩れて農地を覆っており復旧は困難であります。●●●●については、申請地は 2 0 年以上前に耕作放棄され、山林（一

議長	部はボタ山) となっています。 4 件目 資料 8 を参照ください。申請地は 2 筆あります。●●●●については、5 0 年以上耕作放棄されており、雑木が生えています。●●●●については、2 0 年以上前から道路の一部となっています。 5 件目 資料 9 を参照ください。申請地は 2 筆あります。 この 2 筆につきまして、2 0 年以上前から宅地として一体利用されています。 以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは現地調査をされました委員から報告をお願いいたします。
井町委員	4 番井町です。1 番から 5 番まで事務局の説明及び参考資料のとおりです。よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは地元委員から補足説明ありましたらお願いいたします。
山田推進委員	伊佐地区の山田です。1 番についてですが、1 筆目は●●●●に行くための道です。2 筆目は申請人の家の近くですけど、かなり荒れていて原野になっております。以上です。
嶋田推進委員	於福地区推進委員の嶋田です。2 番について、●●●●の●●交差点から●●へ向かう旧道沿いの宅地で家の裏は山林です。何十年も前からこのようになっております。
野上推進委員	野上です。3 番についてですが、事務局の説明どおりぼた山でどうしようもないところです。
佐藤推進委員	綾木地区推進委員の佐藤です。4 番について、●●●●について、申請地は昭和の終わり頃に圃場整備をしたときに不適ということで残地となり、そのまま放置されて写真のようになっております。●●●●については綾木小学校の近くで岡の台にあがる道です。以上です。

岩山推進委員	大田地区の岩山です。５番について、宅地と庭でありました。以上です。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑ありましたらお願いします。 特に発言等無いようでございますので、報告第１号を終わります。 続きまして議事順位第５、報告第２号、農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	１件朗読。 目録をご覧ください。合意解約１０件について説明します。 １件目は貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。貸付人本人が自己管理をされるための解約です。 ２件目から６件目及び１０件目は貸付人●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さんと借受人●●さんの間の解約です。５件目の●●さんとの解約は、本日３条許可をいただきました農地売買のための解約になりますが、その他は、借受人が高齢、病気のため耕作ができないことによる解約です。次の耕作者は決まっています。７件目は貸付人●●さんと借受人●●さんの間の解約です。借受人が耕作をされなかったための解約です。次の耕作者は決まっています。８件目は貸付人●●さん、借受人●●の間の解約です。貸付人の死亡、相続のための解約です。９件目は、貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。昨年まで借受人が耕作をされていましたが、水利、日照、獣害の問題があり解約をされています。今後は貸付人●●さんが自己保全をされます。以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。発言のある方は挙手をお願いします。 特に発言がないようですので、以上で報告第２号を終わります。 続きまして、議事順位第６ 報告第３号 農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人報告書についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	１件朗読 それでは別紙をご覧ください。農事組合法人の●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●より提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ適正でありましたことを報告申し上げます。

議長	す。以上です。 はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑ございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。特に発言がないようですので以上をもって報告第3号を終わります。 続きまして、議事順位第6 報告第4号 最適化活動の目標の設定等について、事務局から説明をお願いします。
事務局	一件朗読
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑ございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。特に発言がないようですので以上をもって報告第4号を終わります。 続きまして、農業相談日の状況です。4月の当番委員から報告をお願いします。
事務局	それでは終わりたいと思います。 互礼。 午後3時05分閉会 議事録は正確なることを認め署名する。 令和8年4月16日 議長_____ 署名委員_____ 署名委員_____